

件名	愛媛県退職手当条例の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（17年11月7日公布、18年4月1日施行）

【改正の概要】

国家公務員について、退職手当制度が改正されたことに伴い、県職員の退職手当制度についてもこれに準じた措置をするための改正

1 在職中の職責に応じた調整額の新設

(1) 一般の退職手当の額

新制度	現行制度
基本額（退職日給料月額×退職理由別・勤続年数別支給率）+ 調整額	退職日給料月額×退職理由別・勤続年数別支給率

(2) 退職手当の調整額

調整額 = 基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分（第1号区分から第8号区分まで）に応じて定める額（調整月額）のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額

(3) 短期勤続者等に対する退職手当の調整額

次の者の調整額は、(2)にかかわらず、次のとおり。

勤続24年以下の退職者 第7号区分を勘案しない

勤続4年以下の退職者及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者
により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 退職手当の調整額が支給されない者

退職手当の基本額が支給されない者

勤続9年以下の自己都合退職者

その者の非違により退職した者

2 退職理由別・勤続年数別支給率の見直し

中期勤続者の支給率を引き上げ、長期勤続者の支給率を微減し、勤続年数による段差の少ない緩やかな支給率構造とする。

3 給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例

基礎在職期間中に、給料月額の減額改定以外の理由（降格、給料表間異動等）により給料月額が減額されたことがある場合、ピーク時までとピーク時後退職時までの期間に分けて計算

4 給料月額改定による経過措置として支給される「差額」の排除

算定基礎となる給料月額には、給料月額の減額改定により給料月額が減額された場合（例：18年4月1日）に経過措置として支給された差額に相当する額を含まない。

5 その他

(1) 育児休業期間並びに外国の地方公共団体の機関及び公益法人等派遣期間の特例

(2) 新制度切替日前日額の保障

(3) 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例ほか3条例について、条項のずれに伴う規定整備

施行日 平成18年4月1日

【その他参考事項】